一般社団法人日本看護系大学協議会　国際交流推進委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款第３５条に基づき、国際交流推進委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）
第１条　看護学高等教育に関しての国際交流を通して、本会会員校のグローバル化に向けた支援を行う。

（任務）
第２条　本委員会は次の業務を行う。
（１）East Asian Forum of Nursing Scholars との国際交流に関すること
（２）国際的な博士課程教育のネットワークに関すること
（３）若手研究者の国際的な活動力の育成に関すること
（４）その他必要な事項

（本規程の改正）
第３条　本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則　この規程は、２０１１年１月１０日から施行する。
附則　この規程の改正は、２０１４年６月１６日から施行する。
附則　この規程の改正は、２０１７年３月２０日から施行する。
附則　この規程の改正は、２０２６年７月９日から施行する。